

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・  
郵便局ネットワーク支援機構に関する省令  
(平成 19 年総務省令第 98 号) 第 17 条の規定に基づく公表事項

(令和 元 事業年度 郵便貯金管理業務関係)

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

令和 2 年 9 月

パーセント表示の計数は、単位未満を四捨五入し、それ以外の計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。これにより、合計が合わないことがあります。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第17条第1項第1号に規定する「機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標」

イ 郵便貯金残高

(単位：億円、%)

区 分	令和元年度末	
	残高	構成比
通常郵便貯金	9,212	100.00
積立郵便貯金	—	—
定額郵便貯金	—	—
うち財形定額郵便貯金	—	—
定期郵便貯金	—	—
住宅積立郵便貯金	—	—
教育積立郵便貯金	—	—
合 計	9,212	100.00

注1：当機構に承継された郵便貯金に係る残高であり、未払郵便貯金利子を含んでいません。

注2：通常郵便貯金は、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等が満期となり、通常郵便貯金となったもの及び軍事郵便貯金等です。

ロ 貸付金残高

(単位：億円、%)

区 分	令和元年度末	
	残高	構成比
預金者貸付	—	—
地方公共団体貸付	4,397	100.00
合 計	4,397	100.00

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

ハ 定期性貯金の平均残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

二 定期性貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条第1号の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第3号に規定する定額郵便貯金を除く。）の残存期間別の残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

ホ 定期性貯金の預入期間別の残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

へ 貸付金の平均残高

ト 貸付金の運用利回り

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	
	平均残高	運用利回り
貸 付 金	520,123	0.33
預金者貸付	—	—
地方公共団体貸付	520,123	0.33

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

チ 貸付金利息

(単位：百万円)

区 分	令和元年度
貸付金利息	1,700
預金者貸付利子	—
地方公共団体貸付利息	1,700

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

リ 預金者貸付及び地方公共団体貸付の区分ごとの貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末		
	預金者貸付	地方公共 団体貸付	合 計
1年以内	—	4,876	4,876
1年超3年以内	—	43,716	43,716
3年超5年以内	—	202,523	202,523
5年超7年以内	—	187,874	187,874
7年超10年以内	—	87	87
10年超	—	657	657
合 計	—	439,734	439,734

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

又 地方公共団体貸付の対象別（総務大臣が通知する対象の区分をいう。）及び都道府県別の貸付金残高

■ 地方公共団体貸付の対象別貸付金残高

（単位：億円、％）

対象別	令和元年度末	
	貸付金残高	構成比
生活関連分野	20	0.5
住宅	—	—
生活環境整備	10	0.2
厚生福祉	0	0.0
文教	0	0.0
農林漁業	8	0.2
基盤整備分野	166	3.8
国土保全・災害復旧	70	1.6
道路	66	1.5
運輸・通信	29	0.7
地域開発	—	—
産業・技術	—	—
その他	4,210	95.8
減税補てん債	824	18.7
臨時財政対策債	3,386	77.0
合計	4,397	100.0

■ 地方公共団体貸付の都道府県別貸付金残高

(単位：億円、団体)

都道府県	令和元年末	
	貸付金残高	貸付団体数
北海道	120	175
青森	79	40
岩手	14	34
宮城	21	34
秋田	45	21
山形	68	35
福島	193	55
茨城	0	2
栃木	2	1
群馬	1	9
埼玉	5	12
千葉県	159	54
神奈川県	301	32
山梨	42	27
東京都	232	53
新潟	0	3
長野	63	63
富山	28	16
石川	1	8
福井	123	18
岐阜	0	5
静岡県	7	8
愛知県	273	47
三重	37	29
滋賀	3	7
京都	23	25
大阪	366	42
兵庫	494	41
奈良	21	38
和歌山	4	4
鳥取	44	20
島根	218	19
岡山	45	27
広島	52	1
山口	138	18
徳島	83	16
香川	73	17
愛媛	7	3
高知	130	35
福岡	135	60
佐賀	208	20
長崎	30	21
熊本	178	45
大分	23	19
宮崎	59	27
鹿児島	124	42
沖縄	100	33
合 計	4,397	1,361

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「郵便貯金資産（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 10 条に規定する郵便貯金資産をいう。）の運用の安全性に関する事項として同法第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる方法により郵便貯金資産を運用するときに徴する担保の評価額」

（単位：億円）

区 分	令和元年度末
国 債	4,557
地 方 債	—
政府保証債	—
合 計	4,557

注 1：当機構が旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る資産は、株式会社ゆうちょ銀行への預金（特別貯金）として扱っています。この特別貯金に対しては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行から担保を徴しているものです。

注 2：担保として徴することができるものは、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 36 条の規定に基づき、国債、地方債又は政府保証債に限られています。

注 3：担保の評価額は、決算日における時価評価額です。